

行政委員会事務局発注の物品買入・物品借入・工事以外の請負に係る契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について
(少額随意契約を除く)

令和5年度第1四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	統一地方選挙用投票用紙交付機(ムサシ製)給紙リング及びサバキ板買入	事務用品 ・機器	(株)ムサシ	1,972,212	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
2	点字毎日号外「大阪市議会議員一般選挙のお知らせ」外1点買入	特殊印刷	(株)毎日新聞社 点字毎日	1,496,000	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-

随意契約理由書

1 案件名称

統一地方選挙用投票用紙交付機（ムサン製）給紙リング及びサバキ板買入

2 契約の相手方

株式会社ムサン

3 随意契約理由

本業務は、投票用紙交付機（以下「交付機」という。）での投票用紙の確実な交付により円滑な投票事務を行うために不可欠である事前の点検調整で判明した交換すべき部品の買入れ行うものである。

株式会社ムサンは、交付機の製造会社であり、点検調整及び部品の調達・交換を含め、当該機に関する専門的技術を有し、責任をもって納入のうえ部品交換が可能な唯一の企業であるため、同社を特名し、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8511）

随意契約理由書

1 案件名称

点字毎日号外「大阪市議会議員一般選挙のお知らせ」
外1点買入

2 契約の相手方

株式会社毎日新聞社 点字毎日部

3 随意契約理由

公職選挙法 172 条の 2 の規定に基づき定められた大阪市選挙公報条例第 4 条において、選挙公報の発行については、候補者が提出した掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならないとされており、掲載文を加工（点訳）した選挙公報は発行することはできない。そのため、視覚に障がいのある方に対して、選挙の内容をどのように周知していくのが課題となっている。

公職選挙法第 148 条において、新聞又は雑誌が、選挙に関し、報道及び評論を掲載する自由は妨げられておらず、選挙内容を報道する点字新聞を発行することができる。

株式会社毎日新聞社の点字毎日部は、報道の一環として大阪市議会議員一般選挙にかかる選挙公報の全文を点字化した点字毎日号外「大阪市議会議員一般選挙のお知らせ」を発行している唯一の業者であり、今次執行予定の大阪市議会議員一般選挙においても、選挙公報の全文を点字化した点字毎日号外を発行する予定である。

したがって、選挙に関する点字新聞を購入する相手先について、唯一の発行元である、株式会社毎日新聞社の点字毎日部を特名し、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

行政委員会事務局選挙部選挙課（電話番号 06-6208-8514）